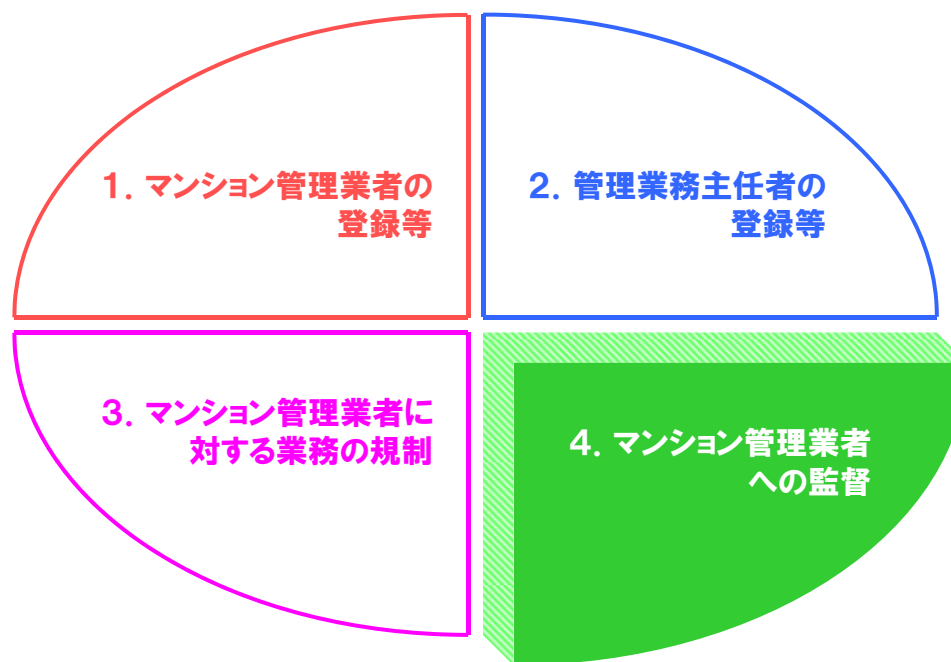


マンション管理業者の皆様へ

マンション管理適正化法の概要(4)



－ 平成22年6月 －



国土交通省 中国地方整備局
建政部 計画・建設産業課

4-① 報告、立入検査

報告

◇国土交通大臣は、マンション管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、マンション管理業を営む者に対し、報告を求める場合があります。（法第85条）

立入検査

◇国土交通大臣は、マンション管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度でその職員に、マンション管理業を営む者の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査を実施し、又は関係者に質問を行う場合があります。（法第86条）

－ 中国地方整備局における立入検査等の実施例 －

【定時検査】

- ・毎年10月～翌年1月にかけて、登録業者の中から数社を選定し“立入検査”を実施しています。
- ・法律に基づく業務規制に係る事項について検査を行い、必要に応じて是正指導等を実施します。
- ・検査結果は、国土交通本省において、全地整等の結果を集約し6月頃に記者発表されます。

【その他】

- ・管理組合等からの相談等により、法令遵守の観点から検査等の必要性が認められる場合については、適宜、検査の実施や報告の徴収を行っています。

4-② 法令に違反した場合の措置

監督処分(マンション管理適正化法)

指示処分(法第81条)

- ・法令違反や業務に関し他の法令に違反し、マンション管理業者として不適正であると認められた場合等。
- ・国土交通大臣は、是正や改善のために具体的にとるべき措置等、必要な指示をすることができる。

業務停止処分(法第82条)

- ・マンション管理業に関し、不正又は著しく不当な行為をしたときや、指示処分の内容に従わない場合等。
- ・国土交通大臣は、1年以内の期間を定めて、マンション管理業の業務の停止を命ずることができる。

登録の取消し(法第83条)

- ・不正の手段により登録を受けたときや、業務停止処分に違反した場合、又は業務停止処分にあたる行為で情状がとくに重い場合等。
- ・国土交通大臣は、これに該当する場合は、その登録を取り消さなければならない。

指導・監督等(行政手続法)

指導・勧告等(法第2条第6号)

- ・法令違反等が認められた場合において、その違反行為の軽重及び態様、違反行為後のマンション管理業者の措置状況等を総合的に勘案したうえで、上記監督処分(指示、業務停止、取消)に至らないと判断した場合。
- ・国土交通大臣は、必要な指導、勧告等を行うことができる。

4-③ 監督処分情報の公表

◇監督処分を行った場合は、当該処分情報について記者発表等により公表します。

公表等の手段		記者発表 (監督処分基準)	ホームページ掲載 (監督処分基準) ※2年間掲載	官報公告 (法第84条)
処分等の種類				
指導、勧告等		—	—	—
監督処分	指示処分	○	○	—
	業務停止処分	○	○	○
	登録取消処分	○	○	○

国土交通省ネガティブ情報検索サイト

→ <http://www.mlit.go.jp/nega-inf/>

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

〒730-0013

広島県広島市中区八丁堀2-15

〔TEL〕082-221-9231(代表)

〔FAX〕082-511-6189

〔中国地方整備局HP〕

<http://www.cgr.mlit.go.jp/>

〔マンション管理業HP〕

<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/kensetu/kensetu06.htm>



国土交通省

